

犬の飼い方の手引き



本当に最後まで責任を持って飼育続けることができますか？

あなたは犬のベストパートナーになることができますか？

犬は15～20年以上生きます。ずっと飼育続けられますか？

●犬を飼ってはいけないマンション等で飼おうとしていませんか？

●旅行や外出をするときの犬の世話は誰がしますか？

●食事、しつけ、散歩、掃除などを毎日欠かさずできますか？

●犬を飼うために必要なお金は、エサ代だけではありません。思わぬ出費がかかります！

→ 登録料(生涯1回)、狂犬病予防注射(毎年)、注射済票交付料(毎年)、医療費等が必要です。



飼い主の義務って？ (* : 法令等で定められている事項で、罰則もあります。)

●飼い犬の登録* (生涯1回)

犬を飼い始めたら30日以内に(生後90日未満の場合は、90日を経過した日から30日以内に)お住まいの区の保健福祉センター又は大阪市狂犬病予防注射業務委託動物病院(以下、「委託動物病院」といいます。)で登録*をし、鑑札とステッカー(門標)の交付を受けてください。鑑札は首輪等に必ず着け*、ステッカー(門標)は家の入り口の外から見えるところに貼っておかなければなりません。



●狂犬病予防注射* (毎年1回)

生後91日以上の子犬には、毎年1回、狂犬病予防注射を実施*し注射済票の交付を受け、注射済票は首輪等に必ず着け*てください。4月から6月の間に最寄の動物病院で注射を受けてください。「委託動物病院」では、注射済票の交付も受けることができます。また、大阪市では毎年4月に市内の小学校等を会場として集合注射を行っています。

●犬のけい留(つないでおくこと)

「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」で、飼い主は飼い犬を常につないでおかなければならないと決められています。違反している場合は、捕獲・抑留されることがあります。必ずリード等で適切につなぎ散歩は犬を制御できる人が行いましょう。



飼い主としてのマナーって？

●犬の糞尿等の後始末は飼い主の責任で

散歩中の糞は必ず持ち帰り、また尿を洗い流せるようにペットボトル等に水を入れて持つなどの気配りを心がけましょう。

●犬のしつけ、健康管理は飼い主の責任で (鳴き声の苦情が後を絶ちません！)

犬の鳴き声や、不衛生な飼い方によるノミ・ダニの発生、抜け毛の不始末などは、周囲の迷惑になります。きっちりとしつけと世話をしましょう。

●不妊・去勢手術は飼い主の責任で

望まれない命が1頭でも減るように、育てる意思がない、
育てられないのなら不妊・去勢手術を受けさせましょう。



こんなときはどうしたらいいの？

●飼い犬が行方不明になったとき

お住まいの区の保健福祉センター又はおおさかワンニャンセンター（動物管理センター）と最寄の警察署（会計課）、他府県と隣接している区の場合は近隣の動物管理事務所等へも届け出ましょう。

大阪市内で保護された場合は、おおさかワンニャンセンターで4日間保管されますので、3日に1度くらい電話で確認をしてください。

参考： おおさかワンニャンセンター（大阪市動物管理センター）TEL 6685-3700
ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000003676.html>
大阪府犬管理指導所（大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市を除く府域）TEL 06-6981-1050
堺市保健所動物指導センターTEL 072-228-0168、東大阪市動物指導センターTEL 072-963-6211
豊中市保健所TEL 06-6152-7320、高槻市保健所TEL 072-661-9333、枚方市保健所TEL 072-807-7624、
兵庫県動物愛護センターTEL 06-6432-4599、尼崎市動物愛護センターTEL 06-6434-2233

●住所が変わったとき

鑑札を添えて転居先の役場へ変更届を提出してください。

●飼い主が変わったとき

新しい飼い主の住所地を管轄する役場へ変更届を提出してください。

●飼い犬が死亡したとき

鑑札と注射済票を添えてお住まいの区の保健福祉センターへ死亡届を提出してください。
なお、大阪市民の飼い犬であれば管轄区的环境事業センターが収集（有料）を行っています。

●飼い犬が人をかんだとき

お住まいの区の保健福祉センターへ届出が必要です。

●犬にかまれたとき

お住まいの区の保健福祉センターへ届出が必要です。



主な罰則について（次のような場合、罰則が課せられることがあります）

- 犬の登録をしていない
 - 鑑札を着けていない
 - 死亡届、所在地・所有者等の変更届を提出していない
 - 狂犬病予防注射を受けさせていない
 - 注射済票を着けていない
- （20万円以下の罰金）
狂犬病予防法違反
- 犬をみだりに殺し又は傷つけた場合
- （2年以下の懲役又は200万円以下の罰金）
動物の愛護及び管理に関する法律違反
- 犬を遺棄（捨てること）した場合
- （100万円以下の罰金）
動物の愛護及び管理に関する法律違反
- 犬をつないでいない場合
- （拘留又は科料）
大阪府動物の愛護及び管理に関する条例違反



大阪市健康局・生活衛生監視事務所・区保健福祉センター